

温泉成分分析機関登録 申請書類一覧

- 1. 申請書【細則様式第30号】
- 2. 申請手続きを第三者が行う場合は、委任状
- 3. 申請者が法人の場合は、次の書類
 - ①定款又は寄附行為の写し（原本照合が必要）
 - ②登記事項証明書（3ヶ月以内）
- 4. 申請者が個人の場合は、住民票の写し
- 5. 温泉成分分析を行う施設の見取図（施設全体図及び分析室の平面図等）
- 6. 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
 - ※法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書など
- 7. 誓約書【細則様式第31号】
（申請者が温泉法第19条第4項各号に該当しない者である旨）
- 8. 温泉成分分析業務の責任者（分析責任者）に関し必要な書類
 - ①分析責任者が有する資格の写し
 - ※温泉成分分析業務に関し必要とされる資格でよい
 - ②分析責任者の経歴
 - ※温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要が記載されたもの
 - ③その他参考となるべき事項（論文など）
- 9. 次の10に掲げる温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む）について、保有していることを証明する書類
 - ※⑦IM 泉効計又は液体シンチレーションカウンターについて、11に掲げる書類を提出したときは、保有していなくてもよい。
- 10. 次の器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む）の性能を示す書類
 - ①ガラス製棒状温度計
 - ※日本工業規格 B 7 4 1 1 に適合するものであって、目量（隣接する目標標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差）が **0.1 度** 以下のものに限る。
 - ②化学天びん
 - ※ひょう量が **10 g** 以上であって、感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化）が **0.1mg** 以下のものに限る。
 - ③原子吸光光度計
 - ④分光光度計
 - ⑤水素イオン濃度計
 - ※日本工業規格 Z 8 8 0 2 に適合するガラス電極法による形式のものに限る。
 - ⑥イオンクロマトグラフ
 - ⑦ I M 泉効計又は液体シンチレーションカウンター
 - ⑧水銀用原子吸光分析装置
- 11. I M 泉効計又は液体シンチレーションカウンター（I M 泉効計等）を保有しない場合に必要となる次のいずれかの書類
 - ① I M 泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合に I M 泉効計等を借り受ける契約を締結しているときは、その契約の写し
 - ② I M 泉効計等を保有している登録分析機関との間で、その分析機関が代理して、I M 泉効計等を用いて行う温泉成分分析を実施する契約を締結しているときは、その契約の写し

※申請書類は正本1部、副本（コピー可）1部